

教職員研修等に係る規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人松樹学園就業規則第45条の規定に基づく研修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の目的)

第2条 研修は、教職員に対し、企業及び研修機関等と連携し、専攻分野における実務に関する能力、授業及び学生の指導力、学校運営や教育マネジメント等の専門性の修得及び向上を図ることを目的とする。

(対象)

第3条 この規程の対象は、信州介護福祉専門学校並びに信州リハビリテーション専門学校の教職員とする。

(学校長の責務)

第4条 学校長は、教職員に対する研修の必要性を理解するとともに、研修計画を策定し、その研修計画に基づく研修を実施することにより、教職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

- 2 学校長は、前項の研修計画を策定し、研修を実施するにあたって、教職員の自己啓発に向けた意欲を高めるよう努めるものとする。
- 3 学校長は、必要と認めるときは、他の機関と共同してまたは外部機関に委託して研修を行うことができるものとする。

(教職員の責務)

第5条 研修を受ける教職員は、研修を効果的に実施するため、当該研修の実施にあたる機関が定める規則その他の規定に従わなければならない。

- 2 研修を受ける教職員は、当該研修中はその計画に基づき研修に専念するものとし、他の職務に従事してはならない。

(勤務を通じての研修)

第6条 学校長は、教職員の監督者をして、教職員に対し日常の勤務を通じて必要な研修を行わせるものとする。

- 2 学校長は、教職員の勤務を通じた研修が適切に行われることを確保するため、教職員の監督者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

(勤務を離れての研修)

第7条 学校長は、必要と認めるときは教職員に日常の勤務場所を離れて専ら研修を受けることを命ずることができる。

(研修期間中の労働時間)

第8条 教職員が勤務場所を離れて研修を行う場合には、当該研修に必要な時間勤務したものとみなす。

(旅費)

第9条 遠隔地で行う研修の旅費については、学校法人松樹学園出張旅費規程に定めるところによる。

(報告)

第10条 研修に参加した教職員は、研修終了後速やかに報告しなければならない。

(附則)

この規程は、平成28年4月1日から施行とする。

この規程は、平成30年4月1日から施行とする。